

水道分野における経済安全保障推進法の
特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします。

【凡例】

「法」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

「政令」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）

「省令」 国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年国土交通省令第62号）

「内閣府の制度の解説」 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」

※ その他、特に断りのない限り、この解説において使用する用語は、法第3章、政令及び省令において使用する用語の例によるものとする。

令和7年8月15日

問 1

水道事業及び水道用水供給事業の特定重要設備として、省令で「浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

(答)

- 具体的には、以下の設備が水道事業及び水道用水供給事業の特定重要設備として該当します。
 - ・ 消毒処理、緩速濾過、急速濾過、膜濾過、粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理その他の方法により所要の水質を得るための各工程（浄水処理の各工程）の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、これらの工程を制御するために使用される情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体）
- 一方で、浄水施設以降の送配水については、送配水の量が情報処理システムにより管理されているケースがありますが、浄水処理の各工程とは別の行程であって、既に処理された浄水を送配水するものですので、送配水のための当該システムは該当しません。
- また、しばしば本庁舎や場外施設において実装されているような、浄水処理の各工程の監視のみが可能であって、浄水処理の各工程の操作や制御に関わらない設備や、中央監視室等の情報処理システム（特定重要設備）による監視・制御の対象である現場設備については該当しません。
- 本制度の施行・運用開始に当たり、水道分野の特定社会基盤事業者には、特定重要設備やその構成設備の特定のために全体及び個別の説明会等をすでに実施したところですが、判断に迷う場合には、各事業者内部において過去の経緯等を確認した上で、相談窓口にご相談ください。

問 2

水道事業及び水道用水供給事業の特定重要設備を有する浄水施設について、省令で「一日当たりの浄水能力の最も大きいものから順次合計して得た数が、当該水道事業又は水道用水供給事業を営業者の全ての浄水施設の一日当たりの浄水能力を合計して得た数の九十五パーセントに達するまでのものに限る。」と記載されていますが、具体的にはどのような計算を行うことになりますか。

(答)

○ 具体的な計算の例は以下のとおりです。

- ・例1 特定社会基盤事業者が以下の3つの浄水施設を有している場合、本制度の対象となる特定重要設備は、「浄水場 A」と「浄水場 B」の情報処理システムとなる。

(1) 浄水施設名	(2) 浄水能力 (計画浄水量)	(3) 累積の浄水能力	(4) 浄水能力の総和に対する(3)の割合
浄水場 A	80 万 m ³ /日	80 万 m ³ /日	80%
浄水場 B	16 万 m ³ /日	96 万 m ³ /日	96%
浄水場 C	4 万 m ³ /日	100 万 m ³ /日	100%

- ・例2 特定社会基盤事業者が以下の3つの浄水施設を有している場合、本制度の対象となる特手重要設備は、「浄水場 A」と「浄水場 B」と「浄水場 C」の情報処理システムとなる。

(1) 浄水施設名	(2) 浄水能力 (計画浄水量)	(3) 累積の浄水能力	(4) 浄水能力の総和に対する(3)の割合
浄水場 A	80 万 m ³ /日	80 万 m ³ /日	80%
浄水場 B	14 万 m ³ /日	94 万 m ³ /日	94%
浄水場 C	6 万 m ³ /日	100 万 m ³ /日	100%

- なお、水道法第 24 条の 3 に基づく第三者委託により業務を委託した浄水施設及び同法第 24 条の 4 により水道施設運営権を設定した浄水施設は、本制度においては、水道事業者及び水道用水供給事業者が有する浄水施設として計算の対象とします。また、休止中の水道施設についても計算の対象とします。
- 一方で、予備水源に係る浄水施設や、水道用水供給事業からの受水分は計算の対象としません。
- 本制度の施行・運用開始に当たり、水道分野の特定社会基盤事業者には、対象となる浄水施設の特定のために全体及び個別の説明会等をすでに実施したところですが、判断に迷う場合には、各事業者内部において過去の経緯等を確

認した上で、相談窓口にご相談ください。

問3

水道事業及び水道用水供給事業の構成設備として、省令で以下のとおり記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

イ 浄水処理の各工程の稼働状況の包括的かつ集中的な監視及び当該各工程の制御の用に供するサーバー（※）として機能するハードウェア

（※）以下本問において「監視制御サーバー」という。

ロ 監視制御サーバーに搭載されたオペレーティングシステム（監視及び制御に係るものに限る。）

ハ 監視制御サーバーに搭載されたミドルウェア（監視及び制御に係るものに限る。）

ニ 監視制御サーバーに搭載されたアプリケーション（監視及び制御に係るものに限る。）

（答）

- 具体的には、それぞれ以下のものが該当します。
 - ・イ 浄水施設の浄水処理の各工程の全体的な稼働・運転情報を監視端末において集中的に表示するための機能（監視機能）と、監視端末経由で浄水工程の各種設備の制御に係る操作を行う機能（制御機能）の両方の機能（監視制御機能）を提供するためにサーバーとして用いられる電子計算機
 - ・ロ 監視制御サーバーに搭載されている、監視制御機能を実現しているソフトウェア（プログラム）を構成するオペレーティングシステム
 - ・ハ 監視制御サーバーに搭載されている、監視制御機能を実現しているソフトウェア（プログラム）を構成するミドルウェア
 - ・ニ 監視制御サーバーに搭載されている、監視制御機能を実現しているソフトウェア（プログラム）を構成するアプリケーション

- 一般に、サーバーという用語は、サーバーとして用いられるハードウェアを指す場合と、そのハードウェアに搭載されるソフトウェアを含む場合との両者がありますが、省令では「サーバーとして機能するハードウェア」と規定することにより、前者の意味であることを明確化しています。

- 本制度の施行・運用開始に当たり、水道分野の特定社会基盤事業者には、特定重要設備やその構成設備の特定のために全体及び個別の説明会等をすでに実施したところですが、判断に迷う場合には、各事業者内部において過去の経緯等を確認した上で、相談窓口にご相談ください。

問 4

水道事業及び水道用水供給事業に係る特定重要設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

(答)

- 水道事業及び水道用水供給事業については、具体的には以下の行為が重要維持管理等として該当します。

【維持管理】

- ・ 特定重要設備の監視制御機能に関わる健全性の確認に係る保守点検（例えば、特定重要設備の機能を維持し、又は、正常な状態に保つための保守点検（不具合・故障への対応を含む）等）
- ・ 特定重要設備の設備や部品のうち、不具合を生じることにより浄水処理の各工程の集中的な監視制御の継続に直接の影響を及ぼすものの修理や交換
- ・ 特定重要設備の監視制御機能に関わるプログラムの更新（現場設備等の台数の増減に伴うパラメータの変更等（監視制御機能そのものには変更を及ぼさない範疇のもの）を除く） 等

【操作】

- ・ 特定重要設備の運用を通じた浄水施設の運転管理 等
- 上記以外の行為であっても、特定社会基盤役務の安定的な提供のために重要であって、特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものについては、該当する場合があります。判断に迷う場合には、相談窓口を確認ください。

問 5

水道事業及び水道用水供給事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

(答)

- 「特定重要設備の機能」とは、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用をいい、水道事業及び水道用水供給事業における特定重要設備の機能は、浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、これらの工程を制御するために使用されるものです。「機能に関する変更」には、その作用自体の変更（新たな作用の追加、作用の一部の除去、異なる作用への転換）が該当します。

- 例えば、従来監視のみを行っていた情報処理システムを機能改良し、包括的かつ集中的な監視制御機能を担わせるようにする場合（制御機能の追加）には、「機能に関する変更」に該当します。
- また、これに加え、作用自体を変更しなくとも、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラム（※）を変更する場合も含まれます。
 - （※）プログラムの「変更」は、プログラムのファイル自体や設定等の変更のことをいい、「機能に関する変更」に該当する場合には、特定重要設備の「導入」に対応した手続きが必要になります。一方で、プログラムの「更新」は、プログラムを最新の状態にすること、アップデートすることをいい、更新するプログラムが特定重要設備の監視制御機能に関わる場合（アップデートの内容が監視制御機能そのものには変更を及ぼさないものを除く）には、特定重要設備の「重要維持管理等」に対応した手続きが必要になります。
- なお、プログラムのアップデート等に伴い当該プログラムのバージョンや名称が変更される場合であって、その変更が特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用に影響を及ぼさない場合には、「機能に関する変更」には該当しません。
 - （※）更新（アップデート）するプログラムが特定重要設備の監視制御機能に関わる場合には、特定重要設備の「重要維持管理等」に対応した手続きが必要になります（ただし、アップデートの内容として、現場設備の台数の増減や交換等に伴い、特定重要設備の側でパラメータの設定や操作画面等のユーザーインターフェースを変更する場合に、それが実装済の監視制御機能の設定変更の範疇であって、監視制御機能そのものには変更を及ぼさないものを除く）。
- 例えば、帳票機能や運転支援機能（ここでは監視制御機能に関わらないものをいいます）のように監視制御機能に関わらない機能の追加を行う場合には、「機能に関する変更」には該当しません。
- さらに、以下の行為のように、特定重要設備の構成設備を大幅に変更する場合も「機能に関する変更」に含まれます。
 - ・ サーバーの耐用年数の経過による変更（リプレイス）（※）
 - （※）リプレイスについては、現設備の一式を撤去して新たな設備を導入する「更改」に相当し得るものですが、「機能に関する変更」であっても「更改」であっても、特定重要設備の「導入」に対応した手続きが必要になります。

・クラウド化に伴う変更 等

- 具体的にどのような変更が「機能に関する変更」に該当するかは、必要に応じて相談窓口を確認ください。

問6

水道事業及び水道用水供給事業における現場設備の追加や変更は、特定重要設備の機能に関する変更に関連しますか。

(答)

- 特定重要設備の監視制御の対象である現場設備の追加や変更自体は、特定重要設備の「機能に関する変更」ではありませんが、現場設備の追加や変更に伴って特定重要設備に変更を加える場合もあります。
- すなわち、新規の浄水処理の工程を追加したり、従来とは異なる浄水処理の工程に変更したりするために現場設備の追加や変更をするときには、それによって当該現場設備を監視又は制御する特定重要設備の側においても変更が必要となる場合があり、そのような場合には、「機能に関する変更」に該当します。
- なお、特定重要設備の側において対象設備を新たに設ける場合には、「新設」に相当し得るものですが、「機能に関する変更」であっても「新設」であっても、特定重要設備の「導入」に対応した手続きが必要になります。
- 一方で、現場設備の台数の増減や交換等に伴い、特定重要設備の側でパラメータの設定や操作画面等のユーザーインターフェースを変更することについては、それが実装済の監視制御機能の設定変更の範疇であって、監視制御機能そのものには変更を及ぼさない場合には、「機能に関する変更」とはみなしません。
- なお、場内・場外設備の別を問わず、浄水処理の工程に関わらない現場設備の変更に伴う特定重要設備の変更は、「機能に関する変更」とはみなしません（ただし、浄水処理の工程の監視制御機能に変更がある場合にはその限りではありません）。
- 具体的にどのような変更が「機能に関する変更」に該当するかは、必要に応じて相談窓口を確認ください。

問 7

「導入の時期」や「重要維持管理等を行わせる時期又は期間」が未定であったために、内閣府の制度の解説 Q28 に記載のとおり、想定される時期とともに「予定」と記載して届出をしましたが、その後時期や期間が確定し、「予定」としていた時期や期間を変更したり、「予定」の文言を削除して確定した年月日に変更したりする場合には、どのような手続きが必要になりますか。

(答)

- 導入の時期の変更については、時期を延長する場合、時期を短縮する場合又は時期に変更はなく、単に「予定」の文言を削除する場合（予定通りの時期に導入をすることになった場合）のいずれにおいても、内閣府の制度の解説 Q28 及び Q74 に記載のとおり、法第 54 条第 4 項に基づく報告（事後報告）をする必要があります。
- 重要維持管理等を行わせる時期又は期間の変更については、内閣府の制度の解説 Q28 及び Q74 に記載のとおり、法第 54 条第 1 項に基づく事前届出又は法第 54 条第 4 項に基づく報告（事後報告）をする必要があります。具体的には以下のとおりです。
 - ・ 時期を変更する場合：「重要な変更」に該当し、事前届出をする必要があります。
 - ・ 期間を延長する場合：「重要な変更」に該当し、事前届出をする必要があります。
 - ・ 期間を短縮する場合：「事後に報告が必要な変更」に該当し、事後報告をする必要があります。
 - ・ 時期又は期間に変更はなく、単に「予定」の文言を削除する場合（予定通りの期間に重要維持管理等を行わせることになった場合）：「重要な変更」に該当し、事前届出をする必要があります。
- いずれの場合においても、時期又は期間は原則として年月日を正確に記載する必要があるため、届出の際に年月までの記載としていた場合には、確定した年月日を記載して報告又は事前届出をする必要があります。
- 万一、時期や期間が確定したにもかかわらず、「予定」と記載したままであれば、速やかに相談窓口にご連絡いただくとともに、必要な手続きを行うようにしてください。

問 8

水道法第 24 条の 3 及び第 24 条の 4 に基づいて、浄水施設の業務を委託したり、水道施設運営権を設定したり場合には、導入等計画書の届出をするのは受託者や水道施設運営権者ですか。

(答)

- 水道法第 24 条の 3 に基づく第三者委託により業務を委託した浄水施設及び同法第 24 条の 4 により水道施設運営権を設定した浄水施設は、本制度においては、水道事業者及び水道用水供給事業者が有する浄水施設としての扱いになります。
- また、本制度において、水道法の第三者委託の受託者や水道施設運営権者は、水道事業者及び水道用水供給事業者からの委託を受けてそれぞれの業務を実施する受託者としての位置付けになります。このため、導入等計画書の届出をするのは、特定社会基盤事業者（水道事業者及び水道用水供給事業者）自身になります。
- 特定社会基盤事業者の与り知らないところで、受託者や水道施設運営権者が、本来であれば事前届出や事後報告が必要となる行為をしてしまうことのないよう、特定社会基盤事業者においては、受託者や水道施設運営権者に対して本制度についての周知徹底をお願いします。

問 9

水道分野において、導入等計画書のリスク管理措置の各項目の備考欄では、どのようなことを記載すれば良いですか。

(答)

- リスク管理措置の各項目は、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて必要な措置を講ずることを求めたものになります。
- このため、各項目の文章の主語は「特定社会基盤事業者」になっています。
- 備考欄においては、画一的な記載方法が定められているものではありませんが、例えば、各項目の文章の主語と述語に対応するように、特定社会基盤事業者として、どのような対応をしているか（〇〇ことを確認している、〇〇していることを確認している、〇〇を自ら講じている、〇〇により担保している等）が分かるよう、具体的な補足説明をお願いします。

問 10

水道分野において、リスク管理措置の重要維持管理等②については、最新のセキュリティパッチの適用等のサイバーセキュリティ対策をすれば良いですか。

(答)

- リスク管理措置の重要維持管理等②の「設備の状況を把握し、(略)最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理」において、「等」の前の部分(「設備の状況を把握し、(略)最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか」)は、「等」の後の「資産の管理」の例示になります。
- 一方で、水道法においては、水道施設として具備すべき要件として、サイバーセキュリティ対策に係る技術的基準を設けており、サイバーセキュリティ対策を講じることは、本制度への対応とは別に、法令(水道法)遵守の観点で必要不可欠なものです。
- リスク管理措置の重要維持管理等②は、こうしたサイバーセキュリティ対策はもとより「資産の管理」全般について、必要な措置を求めたものです。
(※) 本制度の運用開始からこれまで、水道法におけるサイバーセキュリティ対策とこのリスク管理措置の項目を混同しているように見受けられる届出が散見されましたが、このリスク管理措置の項目は、サイバーセキュリティ対策のみを求めたものではありません。
- すなわち、今後交換する予定の設備を含めて、「資産の管理」を定期的に行うことを求めたものであり、「資産の管理」をどのように定期的に行うのかが分かる確認書類を用意ください。
- なお、資産の管理のうち、サイバーセキュリティ対策に係るものについては、「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン(第一版)」(令和7年3月5日制定)の「5.1.1 資産の管理」において対策の具体例が示されていますので、参照ください。
- また、このリスク管理措置の項目において、外部ネットワークから物理的に分離をしていることをもって措置済みとする届出もまた散見されますが、上記のとおり、サイバーセキュリティ対策のみを求めた項目ではなく、また、サイバーセキュリティ対策に係る水道法の技術的基準における不正プログラム

対策としては、外部ネットワークからの物理的な分離（外部侵入対策）に加えて外部記憶媒体からの感染防止対策（内部侵入対策）がセットで求められるものであり、外部ネットワークからの物理的な分離のみでは、本制度及び水道法のいずれにおいても不十分であることに留意が必要です。

問 11

リスク管理措置の確認書類例として、内閣府の制度の解説に「(目次など、概要が分かるものでよい。)」とありますが、表紙のみでも良いですか。

(答)

- 一般に、表紙のみでは概要が分からないため、追加の確認書類が必要になります。
- また、あくまで概要が分かるものが求められているのであって、目次についても、概要が分かることが必要です。このため、目次のどの箇所が該当するのかわかるとともに、求められていることが分かるような内容になっているか確認ください。目次上の表記のみでは内容を把握できない場合には、概要が分かる別の確認書類を求めることがあります。

問 12

水道分野において、リスク管理措置の導入⑤・重要維持管理等③については、物理的な制限と論理的な制限のいずれか一方の取組をすれば良いですか。

(答)

- リスク管理措置の導入⑤・重要維持管理等③においては、アクセス可能な要員を物理的「かつ」論理的に適切に制限することが求められています。
- 「かつ」については、その前後両方の要件を満たす必要があります。すなわち、物理的な制限と論理的な制限の両者の取組を説明ください。

問 13

水道分野において、リスク管理措置の導入⑯・重要維持管理等⑪の「監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合」については、監視カメラやドローン等を設置していなければ、リスク管理措置を講じる対象外として良いですか。

(答)

- リスク管理措置の導入⑯・重要維持管理等⑪においては、特定重要設備を設置し又は使用する場所／重要維持管理等を実施する場所（中央監視室等）にお

いて、映像情報を得ることを目的とした機器（監視カメラやドローン等）を設置せず、使用もしていない場合には、このリスク管理措置を講じる対象外になります。

- なお、「監視カメラやドローン」は、「映像情報を得ることを目的とした機器」の例示になりますので、「監視カメラやドローン」以外の「映像情報を得ることを目的とした機器」を設置・使用している場合には、このリスク管理措置を講じる必要があります。

問 14

水道分野において、特定重要設備へのアクセス権限を付与しない形で他の事業者保守点検の委託を行う場合には、当該事業者は特定重要設備にアクセスすることができないことから、重要維持管理等の委託の届出は不要ですか。

(答)

- 内閣府の制度の解説 Q17 に記載のとおり、保守点検を通じて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがある場合には、当該保守点検は重要維持管理等に該当することがあります。
- 具体的には、保守点検が特定重要設備の監視制御機能に関わる健全性の確認に係るものである場合には、重要維持管理等の委託の届出が必要になります。
- これは、アクセス権限を付与しなければ特定重要設備に不正にアクセスすることがないとは言えない、すなわち特定妨害行為のおそれがないとは言えないということからも明らかであり、アクセス権限の付与の有無にかかわらず、個別に判断がなされるべきものになります（むしろ、不正アクセスを実行するのはアクセス権限の付与されていない者であることが考えられます）。

問 15

確認書類として、契約締結前の（特記）仕様書を使用しても良いですか。

(答)

- リスク管理措置の導入・重要維持管理等のいずれにおいても、契約締結前の（特記）仕様書については、契約の相手方の合意・承諾が得られていることが確認できず、契約の相手方がその記載内容を遵守することが担保されませんので、確認書類としては認められません。

- また、契約締結後においても、(特記)仕様書単独ではなく、契約において当該(特記)仕様書がどのような位置付けになっているのか(紐付けられているのか)がわかるように、契約書本体(または、少なくとも当該(特記)仕様書の関係部分)も添えるようにしてください。
- 上記の対応が難しい場合には、必要に応じて相談窓口を確認ください。

問 16

水道分野において、リスク管理措置の導入⑭・重要維持管理等⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の制度の解説参照

(答)

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、水道法となります。
- また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、本分野においては該当するものではありません。

以上

改訂履歴（令和7年7月以降）

日付	問番号	改訂内容
2025-8-15	-	国土交通省の他の基幹インフラ分野における制度の解説の書きぶりと平仄が合うように全般的に修正
2025-8-15	-	問6から問15を追加（これに伴い、従前の問6は問16に移動）